

# SERVICE BULLETIN



FUJI HEAVY INDUSTRIES LTD.

JCAB APPROVED

HEAD OFFICE ; SUBARU BLDG.  
SHINJUKU, TOKYO, JAPAN

NO. 200-000 DATE 51-9-10

(SUPERSEDES NO. FAN-017)

REV. DATE

(SUPERSEDES NO. )

REASON

## FA-200のSERVICE BULLETIN, TECHNICAL BULLETINについて

従来、富士重工の発行していたサービス通信及びフィールド・サービス・ニュースについて、  
運航者の取り扱いの便宜をはかるため、今後、次のとおり改めますので、その変更内容、発行  
方針等についてお知らせ致します。

### 1. 変更内容

#### 1) SERVICE BULLETIN(S.B)

従来サービス通信の中で適用度が“指令”及び“必須”に該当するものを、今後は  
SERVICE BULLETIN(以下、S.B)として発行致します。

従って、運航者は、S.Bが発行された場合、必ずこれを実施する必要があります。

#### 2) TECHNICAL BULLETIN(T.B)

従来サービス通信の中で適用度が“要望”、“任意”に該当するもの、及び、フィー  
ルド・サービス・ニュースの中で技術的内容を含むものを、今後は TECHNICAL  
BULLETIN(以下T.B)として発行致します。

#### 3) その他

従来フィールド・サービス・ニュースの中で、技術的内容を含まないもの及びその他  
の一般情報は、今後 SERVICE NEWS として連絡申し上げます。

### 2. 発行方針

富士重工は、FA-200の運航者に対し、下記の発行基準及び適用度に分類したS.B  
又はT.Bを発行致します。

AIRCRAFT DIVISION

680 NISHIHARACHO UTSUNOMIYA TOCHIGI JAPAN 〒320  
TEL 0286 (58) 1111 TELEX 720 3522 176

SERVICE BULLETIN 200-000

PAGE 1 OF

4

## 1) S. B の適用度と、その発行基準

### A. 指令事項 S. B

航空機の安全な運用を確保するため、直ちに実施が必要と判断される改修、点検事項等を、適用度“指示事項”の S. B として発行致します。

これは航空局発行の TCD に対応するもので、必要な実施時期が指定されます。

### B. 必須事項 S. B

航空機の安全性には直ちに影響しないが、実施が必要と判断される改修、点検事項等を適用度“必須事項”の S. B として発行し、作業完了の期間を定めて実施することを勧告致します。

### C. 装備品等について、それらのメーカーから S. B 等が発行され、その内容が F A-200 として上記 A, または B 項に該当すると認められる事項は、上記に従って富士重工 S. B として発行致します。

## 2) T. B の適用度と、その発行基準

### A. 要望事項 T. B

信頼性、経済性、整備性及び性能の向上のため、改修または検査点検が望ましいと判断される事項は、適用度“要望事項”の T. B として発行致します。

### B. 任意事項 T. B

実施するかしないかの選択を、運航者の判断に委ねる程度のもので、あるいは運航者の希望による改修等は、適用度“任意事項”の T. B として発行致します。

## 3. S. B の種類

### A. 通常の S. B

航空局の承認を得た後、正式の S. B として発行されます。

### B. 緊急 S. B

緊急作業を必要とする場合に発行されるもので、「航空局承認手続中」及び「ADVANCE COPY」と朱記して発行され、後日、航空局承認後通常の S. B として正式発行されます。

注：特に緊急な場合、富士重工サービス課より電話、電報、TELEX 等で内容が通知されます。この内容は追って緊急 S.B として発行されます。

#### 4. S.B 及び T.B の内容

##### 1) S.B の内容

S.B は下記項目により構成されます。

- (1) 番号
- (2) 発行日付： 正式発行手続完了年月日及び改訂年月日  
(緊急 S.B の場合は、作成年月日)
- (3) 標題
- (4) 適用機体： 適用機体型式及び製造番号
- (5) 適用度： 指令事項、必須事項の区別
- (6) 目的
- (7) 指示： 具体的指示事項の説明
- (8) 実施時期
- (9) 承認： 航空局の承認番号及び承認年月日  
修理改造検査及び予備品証明受検の必要なものは、その旨、記載されます。
- (10) 所要部品： 改修等を実施するために必要な部品等がある場合、それらの品名、部品番号、数量が記入され、納期及び有償、無償の区別が併記されます。
- (11) 特殊工具： 特殊工具、特殊器材を必要とする場合、その品名、詳細及び数量。
- (12) 重量重心： 重量、重心に変化ある場合の変化量
- (13) 準拠資料： 準拠となる部品メーカー S.B 等がある場合に記入されます。
- (14) 作業手順

##### 2) T.B の内容

S.B 内容の(5)項、適用度を“要望”または“任意”に改める他は、原則として S.B に順じた内容とします。

## 5. ファイリング

### 1) S.B

S.B は 200-xxx として扱われ、従来のサービス通信からの通し番号で登録されます。

確認のため、定期的に、それまで発行された S.B (旧、サービス通信を含む) をとりまとめた目録が 200-000-x として発行されます。冒頭にファイルし、御利用下さい。

### 2) T.B

T.B は 200-xxx として扱われ、新規に 200-001 より登録されます。

特定運航者の希望する改修も同じ T.B の通し番号の中に登録されますので、送付される T.B の中には欠番の生ずることがあります。それらの確認のため、定期的に、それまで発行された T.B の目録が 200-000-x として発行されますので御利用下さい。

## 6. 価格及び納期

S.B 及び T.B に記された必要部品の価格及び納期は、予告なく変更されることがあります。

## 7. 発 効

この S.B 200-000 は、下記の S.B 及び T.B より適用致します。

A. S.B 200-077 以降

B. T.B 200-001 以降

既に発行された旧サービス通信に対する改訂は、以前の "FAN-017, FA-200 サービス通信 (S/B) 発行について" により取扱われます。

なお、この S.B 200-000 "FA-200 SERVICE BULLETIN, TECHNICAL BULLETIN について" は、発行基準の周知徹底を計り、また、今後、この方針に従って、発行される S.B と同一にファイルされることを目的として、特に S.B 番号で発行致します。